

四日市市告示第92号

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要綱の一部改正を次のように定める。

令和6年3月7日

四日市市長 森 智 広

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要綱

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要綱（平成28年四日市市告示第210号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補助対象) 第3条 補助対象は、四日市市内に所在する対象建築物のうち所有者が、 <u>令和8年3月31日</u> までに耐震改修促進法施行規則第5条第1項各号のいずれかに掲げる者に行わせる耐震診断とする。 2 (略)	(補助対象) 第3条 補助対象は、四日市市内に所在する対象建築物のうち所有者が、 <u>令和6年3月31日</u> までに耐震改修促進法施行規則第5条第1項各号のいずれかに掲げる者に行わせる耐震診断とする。 2 (略)
附 則 (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和6年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(都市整備部建築指導課)